

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

生活衛生課

【告示】

（県例規集登載）

- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 特定計量器定期検査
- 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 公共測量の終了

県民生活交通課

監理課

【労働委員会】

【正誤】

- 岡山県労働委員会あつせん員候補者
- 政治団体の代表者等の異動の正誤

労働委員会

総務学事課

令和2年5月26日 岡山県公報 第12196号

◎岡山県告示第三百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

吉備高原総合福祉センター 軽費老人ホーム こぶし苑

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町吉川七五三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ももたろう会

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町吉川七五三一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年五月十八日

四 介護保険事業所番号

三三七三九〇〇〇七九

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第三百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

おざき薬局笹沖店

倉敷市笹沖一六三一―一四

令和二年五月一日

医療法人健泰会 谷向内科

総社市井手二〇八一―二

令和二年五月一日

◎岡山県告示第三百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
虹の薬局ちどり店	倉敷市水島西千鳥町三ノバシテイ	令和二年五月一日
おかやま薬局総社店	第一ビル一階	令和二年五月一日
金光薬局久店	総社市岡谷二二一四	令和二年五月一日
くるみ薬局	瀬戸内市邑久町北島四九四一	令和二年五月一日
	瀬戸内市邑久町山田庄二二一	令和二年五月一日

◎岡山県告示第三百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

久米薬局

津山市宮尾二五三一五

令和二年三月三十一日

のぞみ薬局くせ店

真庭市久世字東町二八二三一二

令和二年三月三十一日

美作薬局城西店

津山市大手町八一三

令和二年四月三十日

株式会社総社薬局

総社市総社二一二一三七

令和二年五月一日

◎岡山県告示第三百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和二年五月十九日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

大上 康 広 心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

国立病院機構南岡山医療センター

都窪郡早島町早島四〇六六

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

佐能 昭 肢体不自由

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七一一

下村 泰之 肝臓

財団法人慈風会津山中央病院

津山市川崎一七五六

中谷 亨 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸

医療法人吉備会中谷外科病院

玉野市田井三一一二〇

小腸

令和2年5月26日 岡山県公報 第12196号

◎岡山県告示第三百二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
備前市	備前市役所吉永総合支所	令和二年七月一日
	日生市民会館	二日
	リフレセンターびぜん	三日
	リフレセンターびぜん	六日
	伊里公民館	七日
	三石公民館	八日
	リフレセンターびぜん	九日
	〃	〃
	〃	〃
総社市	総社市役所昭和公民館	十日
	総社市役所北出張所	十三日
	総社市役所西庁舎南側	〃

令和2年5月26日 岡山県公報 第12196号

◎岡山県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人に
よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

〔二二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はれるや

三 代表者の氏名

野宮 節子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市栗坂一一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方等に対して、権利擁護等に関する事業（障害のある方が尊厳をもってその人らしく生きることがサポートする仕組みづくり）を行うことで、障がいのある方が地域社会で安心して日常生活を送ることが出来るようにするとともに、関係専門職との連携を密にし、地域の協力を得ながら障がいのある方等に関係する方々の資質の向上と福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

令和2年5月26日 岡山県公報 第12196号

〔二一三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和二年五月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市	測量区域
公共測量（数値図化）	測量の種類
令和二年一月二十七日	終了年月日

令和2年5月26日 岡山県公報 第12196号

◎岡山県労働委員会告示第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

岡山県労働委員会

会長 鷹 取 司

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会		
				公益委員	労働者委員	委員
	鷹取 司	弁護士	平成30年11月28日			
	西田 和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	〃			
	妻鹿 安希子	弁護士 岡山大学大学院法務研究科准教授	〃			
	濱田 陽子	岡山大学法学部准教授	〃			
	福島 航	特定社会保険労務士	〃			
	阪口 林	連合岡山副事務局長	〃			
	金澤 稔	連合岡山会長	〃			
	檜本 博美	連合岡山副事務局長	〃			
	大森 智子	日本郵政グループ労働組合岡山連絡協議会事務局長	令和2年2月13日			
	林 康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	令和2年5月14日			

事務局職員	使用員		氏名	職名	任期
	氏名	職名			
事務局職員	小野敏行	岡山県経営者協会専務理事	平成30年11月28日		
	梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	〃		
	横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃		
	石田敦志	株式会社イシダ代表取締役	〃		
	藤原恵子	株式会社フジワラテクノアート 代表取締役社長	〃		
	脇本靖	岡山県労働委員会事務局長	平成31年4月11日		
	岡崎雅彦	岡山県労働委員会事務局次長	〃		
	新堂俊文	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成30年4月12日		

〔二六〕令和二年四月二十四日付け公布岡山県選管告示第二十二号（政治団体の代表者等の異動）に誤りがあつた。

二・終わるか ら二	頁・行
国 中 利 博	誤
国 吉 利 博	正